

2. (1) 令和2年度 改善意見への対応状況(中間報告)

令和2年度改善意見(令和2年7月2日)	実施状況(中間報告)
<p>(1) 鉄道助成関係職員の一層のスキルアップ</p> <p>鉄道助成関係職員の人材育成については、過年度に試行したOJTの効果を検証したうえで、「OJT実施基準」を策定して見直しを図ったが、これは大きな前進である。さらなる育成効果の発揮に向けて、この実施基準に照らし、関係職員の一層のスキルアップに取り組むこと。</p> <p>(2) 鉄道助成業務の独立性・透明性の周知</p> <p>これまで鉄道助成業務が適正に行われてきたことを当委員会も確認しているが、鉄道助成業務には、助成勘定から建設勘定に繰り入れる補助金の取扱いがあることから、鉄道助成業務における独立性・透明性の確保について広く一般に周知し、公正な業務の遂行に一層留意すること。</p>	<p>○ 策定した「OJT実施基準」に基づき対象者3名に対してOJTを実施した。OJT実施後は、対象者及び講師へヒアリングを行い、OJTの効果を把握し、必要に応じて改善を図っていく予定である。</p> <p>○ 鉄道・運輸機構内に補助金等の交付業務を担当する助成勘定から鉄道建設を担当する建設勘定に補助金等を繰り入れる取扱いがあるが、法令により、助成勘定と建設勘定は厳格に区分され、安易な資金の流用が行えない仕組みとなっている。また、補助金等に係る審査等は、補助金等を建設勘定に繰り入れる場合も、鉄道事業者等に補助金を交付する場合と同様としている。</p> <p>上記の取組内容が適切に行われていることを第三者委員会において客観的に確認していただき、その結果を発信することが重要と考えており、具体的な事例をもって、独立性・透明性を確保して業務を遂行している状況を第三者委員会に確認・評価いただくようにした。</p> <p>第三者委員会の資料は、鉄道・運輸機構ウェブページで公表しており、鉄道・運輸機構の取組みに対するわかりやすさ等に留意し、一般にも一層、鉄道・運輸機構の取組みが広く理解され得るものとなるよう努める。</p> <p>また、鉄道・運輸機構ウェブページにおいて、鉄道助成業務に係る情報を充実させ、鉄道助成業務の独立性・透明性の周知に努める。</p>

(3)新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた補助金審査の適切な対応

令和2年度の補助金審査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえで、適確な審査を実施する必要がある。このため、補助金審査の実施にあたっては、情報通信技術の活用等も含め、状況に応じて取り得る最善策を検討し、適切に対応すること。

○ 新型コロナウイルス感染症の動向の不確かさを考慮し、可能な限り早期に現地審査を実施することとしている。審査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「現地審査期間の最短化」「現地審査人数の最少化」「現地審査中の感染防止対策」の観点からの下記対策を講じるとともに、情報通信技術を活用する等、状況に応じた対応を行っている。

「現地審査期間の最短化」

- ・可能な範囲で審査資料の事前送付を受け、現地審査前に確認する
- ・予め審査の主な着眼点を連絡し、審査を効率的に実施できるようにする等

「現地審査人数の最少化」

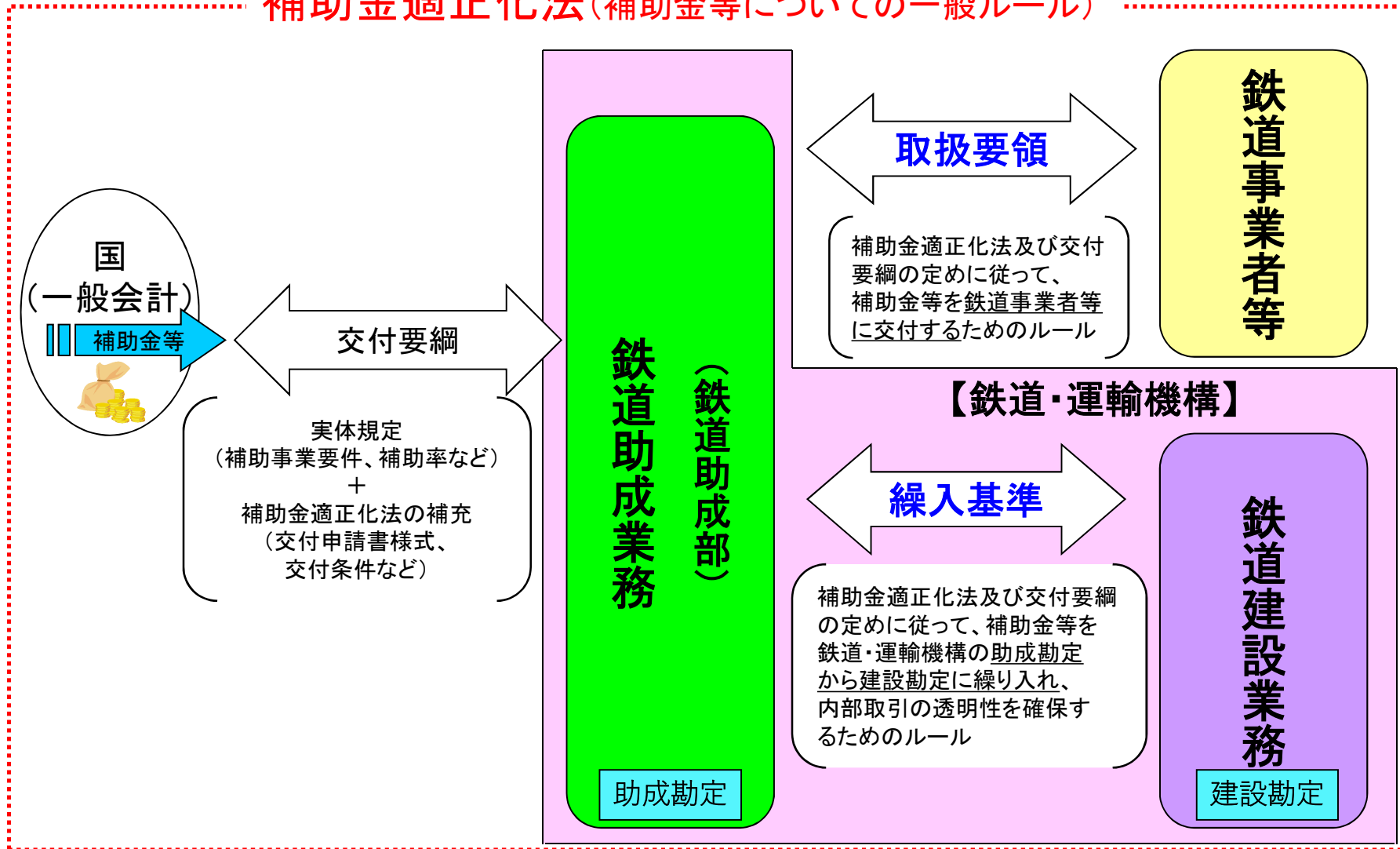
- ・審査員は必要最小限の人数とする
- ・補助事業者の説明者は必要最小限の人数とする 等

「現地審査中の感染防止対策」

- ・書類等の閲覧時間と質疑応答時間を分離する
- ・マスク着用・定期的な換気・手指消毒を徹底する 等

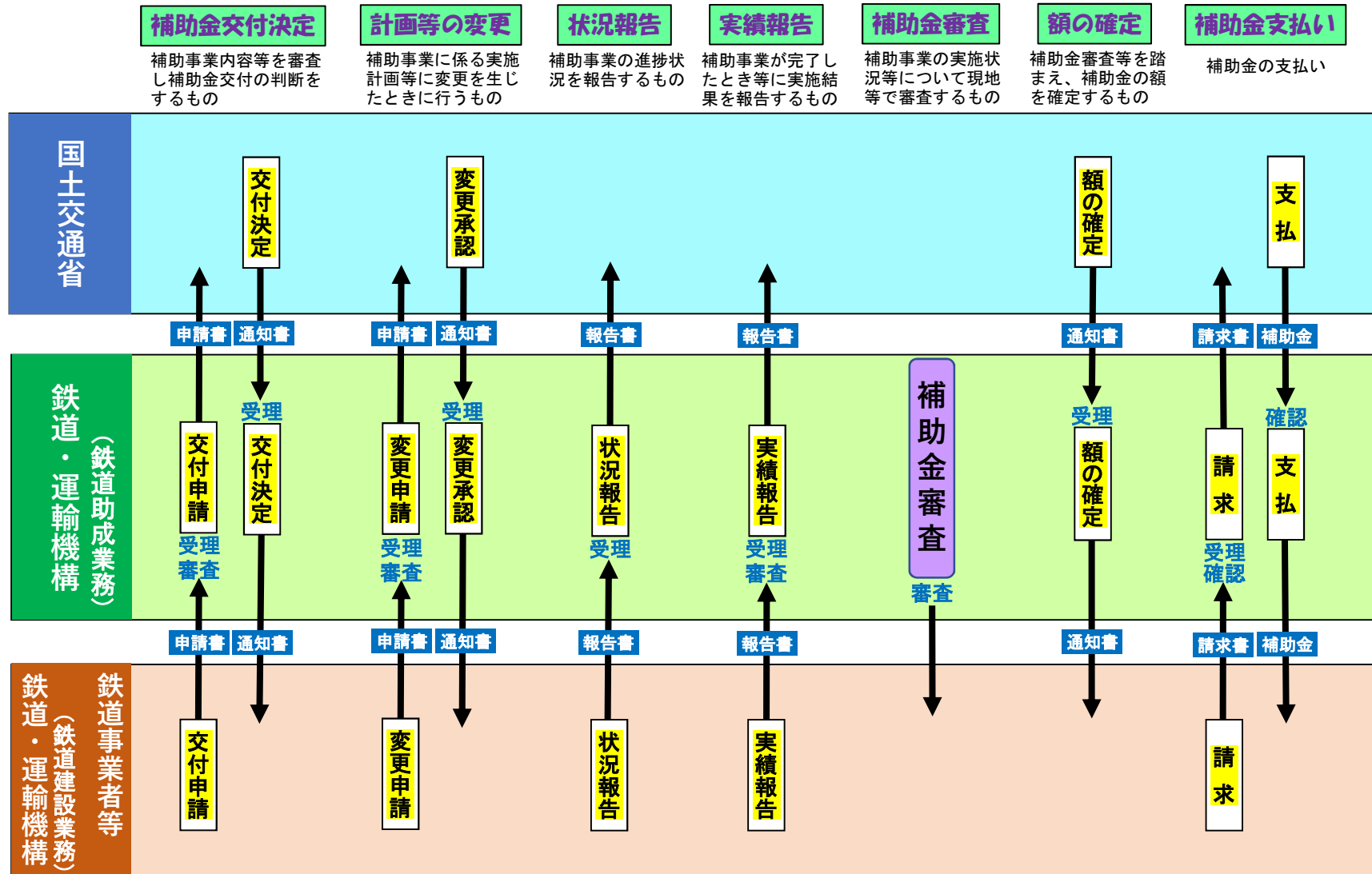
補助金等の手続体系

補助金適正化法(補助金等についての一般ルール)



鉄道助成業務の実施状況に関する広報案②(鉄道・運輸機構ウェブページ掲載用資料)

補助金に係る主要な諸手続き



補助金現地審査の実施状況

書類等の審査

主な確認事項

- 工事等の内容
- 契約方法
- 契約内容
- 工事施工等の状況
- 工事等の完了状況
- 発生品の処理
- 委託工事等の状況
- 直営工事等の状況
- 支払いの状況



現場調査

主な確認事項

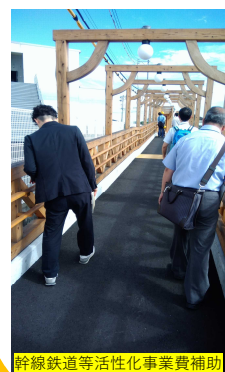
- 設計図書、仕様書等との整合



鉄道防災事業費補助



九州新幹線(西九州ルート)



幹線鉄道等活性化事業費補助



鉄道施設総合安全対策事業費補助



鉄道施設総合安全対策事業費補助

令和2年度における補助金審査実施方針(案)

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の動向の不確かさを考慮し、可能な限り早期に現地審査を実施する。審査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全ての補助金を対象に下記の対策をとる。

なお、『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』等の移動制限が出された場合には、審査対象毎に最善策を講じて適切に対応する。

【現地審査期間の最短化】

- 可能な範囲で審査資料の事前送付を受け、現地審査前に確認(必要に応じてリモート質疑)を行う。(※)
- 予め審査の主な着眼点を連絡し、審査を効率的に実施できるようにする。
- 現場調査の実施については、令和2年度は必要最小限に留めるものとする。

(※) 補助事業者の体制を確認し、理解を得た上で可能な場合に実施

【現地審査人数の最少化】

- 補助金審査日程が短くなるよう可能な範囲で審査員の人数を確保するが、新型コロナウイルス感染防止の観点から必要最小限となるよう配慮する。
- 補助事業者の説明者は必要最小限の人数とする。
- OJTは実施することとするが、案件ごとに適否を慎重に判断する。

【現地審査中の感染防止対策】

- 書類等の閲覧時間と質疑応答時間を分離し、補助事業者との対面時間を最小限とする。
- マスクの着用・定期的な換気・手指消毒を徹底する。
- その他、補助事業者の定める対策に従う。

その他、早期に現地審査を実施することにより、現地確認できない資料(特に完了関係)の事後確認が多く発生することになるため、補助事業者との連携を密にし、効率的かつ確実に実施するよう徹底する。

2. (2) 令和2年度 補助金審査計画(案)

(資料2-2)

○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業を対象に原則として現地審査を実施する
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、
書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した
体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る
- ▽ 新型コロナウイルス感染症の動向の不確かさを考慮し、可能な限り早期に現地審査を実施する。
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目を踏まえて現地審査を実施する
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針により抽出審査を行うことができる
ものとする
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、
事後確認を徹底する

○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○令和2年度重点審査項目

1. 補助対象範囲

支障移設工事や補償工事等、補助事業に附帯して行われる工事については、事業範囲や補助事業としての必要性の確認を徹底する。

2. 積算

仕様書等で指定した条件と積算が合致しているか等、適切な積算単価・数量の設定がされているかの確認を徹底する。

3. 現地審査後に進捗した工事に係る施工、支払等

本年度は、新型コロナウイルス感染症対応を図りつつ補助金審査を完遂させる観点から、可能な限り早期に現地審査を実施することとしていることに鑑み、現地審査後に進捗した工事に対し、施工、支払等に係る書類等の確認を徹底する。

○抽出方針

〈抽出審査を行う基準〉

契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ①「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から一件以上抽出する。
- ②抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(一事業者当たり20件程度以上)
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。(四分の一程度以上)